金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である低利・長期の資金を補完的に供給するためのものであり、認定事業者又はその関係事業者（以下「認定事業者等」という。）に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から指定金融機関（法第三十九条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）を通じて低利・長期の資金を供給することにより、このような資金供給の制約を軽減し、認定事業者等の資金調達の円滑化を図るものである。

そのため、当該制度に基づく資金の貸付けを行うに当たっては、次の⑴及び⑵に該当することを要件とする。

⑴　次のいずれかに該当すること。

ⓘ　認定事業再編関連措置又は認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金の額が原則として五十億円以上であること。

ⓘⓘ　認定事業再編関連措置又は認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金の額が、当該認定事業再編関連措置又は認定特別事業再編関連措置を行う認定事業者等が過去三年間に行った設備投資額の総額より大きいこと。

⑵　［略］

ロ　公庫及び指定金融機関が資金の貸付けの業務を行う上で配慮すべき事項

⑴　認定事業者等が指定金融機関に対して、認定事業再編関連措置又は認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金について借入れの申請を行った場合において、当該指定金融機関は、業務を統括する部署を置くとともに、認定事業者等の財務状況、資金の使途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、当該事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付けの決定を行うこととする。

⑵　指定金融機関による貸付けは、他の金融機関等（産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十条に規定する金融機関の他、認定事業者等に対する資金供給を行う者をいう。以下同じ。）と協調して実施するものとする。ただし、対象となる事業計画の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等の資金供給を行うことに支障がある場合はこの限りでない。

⑶～⑹　［略］

八　その他事業再編に関する重要事項

イ　法第二十七条第一項の規定による公正取引委員会への協議において公正取引委員会へ提出する意見の内容を簡略化する場合

主務大臣は、法第二十七条第一項の規定による公正取引委員会への協議を行う場合であって、次のいずれかの事由があると認められる場合その他適正な競争の確保が図られると認められる事由があるときには、通常、申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されるものと考えられることに鑑み、公正取引委員会へ提出する意見の内容を簡略化するものとする。

⑴・⑵　［略］

金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である低利・長期の資金を補完的に供給するためのものであり、認定事業再編事業者若しくはその関係事業者又は認定特定事業再編事業者若しくは当該認定に係る特定会社（以下「認定事業再編事業者等」という。）に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から指定金融機関（法第四十一条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）を通じて低利・長期の資金を供給することにより、このような資金供給の制約を軽減し、認定事業再編事業者等の資金調達の円滑化を図るものである。

そのため、当該制度に基づく資金の貸付けを行うに当たっては、次の⑴及び⑵に該当することを要件とする。

⑴　次のいずれかに該当すること。

ⓘ　認定事業再編関連措置又は認定特定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の額が原則として五十億円以上であること。

ⓘⓘ　認定事業再編関連措置又は認定特定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の額が、当該認定事業再編関連措置又は認定特定事業再編関連措置を行う認定事業再編事業者等が過去三年間に行った設備投資額の総額より大きいこと。

⑵　［略］

ロ　公庫及び指定金融機関が資金の貸付けの業務を行う上で配慮すべき事項

⑴　認定事業再編事業者等が指定金融機関に対して、認定事業再編関連措置又は認定特定事業再編関連措置を行うのに必要な資金について借入れの申請を行った場合において、当該指定金融機関は、業務を統括する部署を置くとともに、認定事業再編事業者等の財務状況、資金の使途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、当該事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付けの決定を行うこととする。

⑵　指定金融機関による貸付けは、他の金融機関等（産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十条に規定する金融機関の他、認定事業再編事業者等に対する資金供給を行う者をいう。以下同じ。）と協調して実施するものとする。ただし、対象となる事業計画の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等の資金供給を行うことに支障がある場合はこの限りでない。

⑶～⑹　［略］

六　その他事業再編に関する重要事項

イ　法第二十八条第一項の規定による公正取引委員会への協議において公正取引委員会へ提出する意見の内容を簡略化する場合

主務大臣は、法第二十八条第一項の規定による公正取引委員会への協議を行う場合であって、次のいずれかの事由があると認められる場合その他適正な競争の確保が図られると認められる事由があるときには、通常、申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されるものと考えられることに鑑み、公正取引委員会へ提出する意見の内容を簡略化するものとする。

⑴・⑵　［略］